

令和6年度

高山市民スキー場 安全報告書

令和7年4月

高山市 市民活動部スポーツ推進課

高山市位山交流広場

1 利用者の皆様へ

高山市民スキー場の索道事業（スキーリフト）に関しまして、皆様のご理解とご利用を賜り、誠にありがとうございます。高山市は、運営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、リフト輸送（以下、「輸送」という。）の安全確保のための取組みや安全の実態について自ら振り返るとともに、広くご理解をいただくために公表するものです。

2 基本方針

(1) 基本方針

高山市民スキー場は、安全第一の意識をもって、次に掲げる安全に係る基本的な方針に基づき、輸送の安全に努めています。

- ① 従業員は一致協力して輸送の安全確保に努めます。
- ② 輸送の安全に関する法令及び安全管理規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- ④ 業務の実施にあたり、憶測に頼らず常に安全確認の励行に努めます。
- ⑤ 事故、災害等が発生したときは人命救助を最優先に行動し、速やかに安全で適切な処置をします。
- ⑥ 情報は、漏れなく迅速かつ正確に伝え、透明性を確保します。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、輸送の安全確保のため必要な変革に取り組みます。

(2) 安全目標

「索道運転事故及びインシデント（事故の兆候）を発生させない」
事故の芽は未然に摘み取るよう取り組んでいきます。

3 事故の発生状況とその再発防止措置

(1) 索道運転事故

令和6年度において、国土交通省に届け出た索道運転事故はありませんでした。

(2) 索道の停止実績

令和7年1月22日(水) 索輪メンテナンスのため位山第1クワッドリフトを午後1時30分から運休

令和7年1月24日(金) 索輪メンテナンスのため位山第1クワッドリフトを午後3時から運休

令和7年2月6日(木) 減速装置メンテナンスのため位山第1クワッドリフトを午前8時30分～午前10時35分まで運休

(3) インシデント（事故の兆候）

令和6年度において、国土交通省に届け出たインシデントはありませんでした。

(4) 行政指導等

令和7年2月に鉄道事業法第56条第1項に基づく保安監査において、次の改善指示がありました。

- ・鉄道事業法第38条において準用する同法第12条に基づく手続きを行うこと。
- ・電気設備において絶縁抵抗測定並びに接地抵抗測定を適切に実施すること。

4 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育

シーズン前に、従業員全員を対象とした安全に係る座学研修や救助訓練、機器の取り扱い説明などを行い、索道の安全運転について必要な教育訓練を実施しました。

(2) 緊急時対応訓練

シーズン前に従業員全員に救助訓練を実施し、営業開始後も予備原動機等の操作訓練を実施しました。

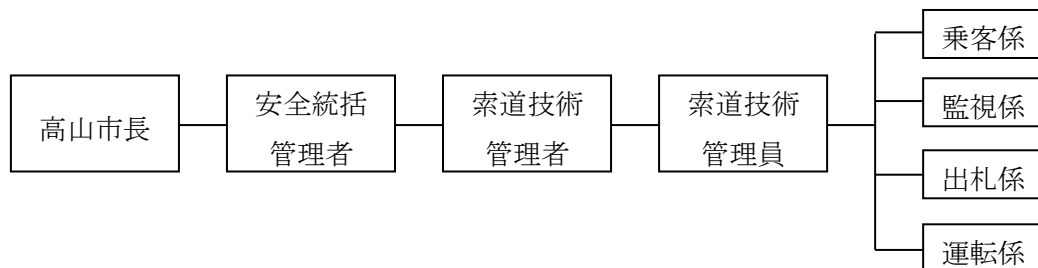
(3) 安全のための投資と支出

安全の維持・向上のため、前シーズン終了時に索道設備の点検を実施し、不良部品の交換や修繕をシーズン前までに実施しました。

位山第1クワッドリフト	緊張油圧ユニット更新 握索装置60台オーバーホール 主電動機オーバーホール
位山第4ペアリフト	山頂駅舎屋根修理 握索装置59台更新 折返滑車更新 軸受及びゴムライナー交換 制御盤内配線用遮断器等部品交換

5 高山市民スキー場安全管理体制と方法

高山市長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任者の責務を明確にしています。また、各係からの日誌等による状況報告を行い、日々の業務に反映させています。



高山市長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	索道事業輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。

索道技術管理者 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理、その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。

索道技術管理員 索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

6 連絡先

高山市民スキー場の安全への取組みに対するご感想、ご意見等ございましたら、下記へお寄せください。

◎ 高山市市民活動部スポーツ推進課 高山市位山交流広場

〒506-3505 岐阜県高山市一之宮町 7846 番地 1

電話:0577-53-2421 Fax:0577-53-2248

E-mail: sports@city.takayama.lg.jp